

シリーズ JAPAN 特産品「鴨川納涼床」

商標登録 第5004069号

「鴨川納涼床」は、寛永2年(1662年)頃の著書に平安京の年中行事として記されており、祇園会(現在の祇園祭)の関連祭事として、四条河原一帯において大祓いの神賑(かみにぎわい)として始まったとされます。また、昔の文献「鴨川納涼図」には、豊臣時代の頃に裕福な商人が遠来の客をもてなすのに川の浅瀬や中州に床几を置き、宴を開いていたとあります。

現在では、90軒以上の店が、5月1日から9月30日までの間、京都の繁華街を縦断する鴨川の二条から五条までの間の河原の上に木組みの床を作り、料理を提供しています。近年、京料理に限らず、洋食、中華、エスニック、カフェと床は多様化し、それに伴い利用する人も若い人へと広がっています。川床を許可する窓口である京都鴨川納涼床協同組合は、「納涼床設置規則」

を定め、納涼床の文化風習を継承し、未来に伝えていくため尽力しています。

このコーナーに掲載御希望の方は、「特産品」のプロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送りください。



知っておきたい!この技術

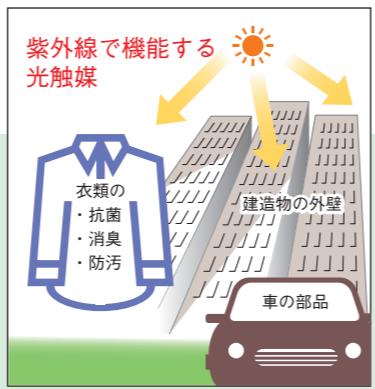
トレンドマガジン

光触媒

光のエネルギーによって特定の化学反応を促進する材料を光触媒という。現在は主に酸化チタンが使われている。酸化チタンは従来から無害とされており、白色顔料として塗料、紙などに広く利用され、化粧品にも添加されている。光触媒として製品開発が本格化したのは1990年代半ばからだ。チタン原子は地表で10番目に多く含まれる物質で、太陽光などの紫外線で機能することから、環境負荷低減にも貢献する。

酸化チタンは400nm以下の波長の紫外線を吸収する。機能は、表面に付着した有機物の酸化分解と、親水性を利用した防曇効果に大別される。前者を利用したものに外装材、道路資材、建造物の塗料など、後者を利用したものに自動車のバックミラーなどがある。さらに、添加物を加えることで可視光に反応する光触媒の技術開発が進み、用途拡大が図られている。

光触媒は、酸化チタンが水を酸素と水素に分解する機能の発見から生まれた技術である。酸化チタン以外にも、光触媒になる物質があり、高効率かつ低成本で水素エネルギー生産を可能にする光触媒の開発も進められている。



ミズノ株式会社のプレスサーモは、人の皮膚から蒸散する水分(不感蒸泄)を吸着熱に換え、従来品より保温性を格段に高めた画期的な素材である。商品化から10年余りを経た現在、同社の冬の戦略素材となっている。開発の出発点は、スキーウエアの機能化だった。開発者である同社研究開発部主任研究員の荻野毅さんは、学生時代の登山やスキーの経験から、ウールや羽毛素材の保温性の高さを知っていた。当時、保温性を獲得する3要素とされていた熱伝導、対流、輻射では、その温かさは論じられないと。「吸湿発熱」という仮説をたて、吸湿性の高い新素材を探していた荻野さんが1992年に出会ったのが、医療用乾燥剤のポリアクリレート系纖維だ。試料に、手元にあつたお茶をかけたら、ぐつと熱くなった。「これだ!」と思ったと荻野さんは振り返る。

この纖維は高い吸湿・放湿性に加えて防菌防臭、消臭、pHコントロール機能などを併せ持つ。しかし、原綿自体がわりと濃いピンク色で、染着座席がなく染まらない、纖維強度も弱いなどの欠点があった。荻野さんは吸湿発熱素材としてのテキスタイル化に挑んで、さまざまな素材と混紡、交編の試行錯誤を重ねた。最大の問題は、衣類としての品位だった。当時の試作品は毛玉ができるやすい、すぐによれよれになる、発色が悪いなど、とても商品化できないものだったという。

プレスサーモ最初の商品は、94年リ

レハンメル冬季五輪の日本チーム公式

スキーウエアだが、この時は中綿とし

ての利用だった。紡績、編み、染色技

術が確立した96年には、バブル崩壊で

スキーサーモを染めやすい色が

主流だったこともあり、97年12月に

登山用のアンダーウエアを市場に投

入した。利用者から「こういう商品を待っていた」「びっくりするほど温かい」などの声が寄せられ、追加投入分も含めて、年内に完売した。99年から

は同社の製品分野すべての冬物衣料にプレスサーモをラインナップするとともに、一般向けのアンダーウエアも商

品化して新規市場を開拓した。また、コートや布団の中綿などにも採

用されている。

テキスタイル化には3年余りを要したが、吸湿発熱の概念特許は、93年春に出願している。ポリアクリレート系纖維と出会って約半年後のことだ。そこには、吸湿発熱素材のバイオニアとして、この発明を守りたいという強い思いがあった。「パテントを活かし、専門性のあるところでプレスサーモの機能性をアピールして、もっと用途を広げていきたい」と語る荻野さんは、未知なるさまざまな可能性が見えていたに違いない。

特許調査
よもやま話

特許出願に添付する「特許請求の範囲」には、出願人が権利を取得したい内容(権利範囲)を記載します。一般に、その文章が長いほど権利範囲が狭くなり(構成要件が増えますので)、短いほど権利範囲が広くなります。現実の公開特許公報の中から、特許請求の範囲の「請求項1の文章」が短いものを紹介します。「碧玉を含む消臭剤」(特開平8-206184)、「卵白を有する海苔」(特開平6-311872)、「天蚕絹の不織布」(特開平6-264393)などは、発明の特徴を一応は表現していて、かつ、非常に短い権利範囲です。「穴付畳」(特開平8-82075)は3文字であり、発明の特徴を示しているものとしては、おそらく最短の部類でしょう。一方、「計算機」(特開平7-143215)、「自動販売機」(特開2007-233927)のように、単に技術分野だけを記載していて、発明の特徴を記載していないものは、権利範囲としては不適格であり、短くても価値がありません(権利が成立する可能性はゼロです)。

(弁理士 鈴木利之)

保温性を格段に高めた吸湿発熱素材
「プレスサーモ」

特許 第2028467号 ほか



近年日本では政治が不安定な状態が続いていると言われ、その中でも、なにかと公共事業は議論の中心になっている。政権交代時には、予算配分における無駄な公共事業費の削減と他への配分を示す「コンクリートから人へ」が話題になった。一方で、「社会基盤整備が無駄だ」という誤解を生む」という抗議もあった。イメージダウンによる土木技術者を志す若手の減少も深刻だという。この世の中に、維持されるのが当たり前の技術は存在しない。それは個々の技術が高度化したことで発達した今も、昔も変わらない。でも我々はいつだって、快適な環境に容易く慣れてしまう。

(鈴木)

